

平成27年度補正 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

宮城県地域事務局 宮城県中小企業団体中央会

<http://www.chuokai-miyagi.or.jp>

TEL : 022-222-5266 022-222-5560

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2

募集期間

平成28年2月5日（金）～平成28年4月13日（水）〔当日消印有効〕

今回の公募は、6月中を目処に採択を行う予定です。

補助対象事業

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの類型があります。それぞれについて「1. 一般型」、「2. 小規模型」、「3. 高度生産性向上型」があります。

注. 業種の如何を問わず、【革新的サービス】、【ものづくり技術】のどちらでも申請が可能です。

	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
一般型	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額: 1,000万円 ・補助率: 2/3以内 ・設備投資が必要 ・補助対象経費: 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 	
小規模型	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額: 500万円 ・補助率: 2/3以内 ・設備投資可能(必須ではない) ・補助対象経費: 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費 	
高度生産性向上型	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額: 3,000万円 ・補助率: 2/3以内 ・設備投資が必要 ・補助対象経費: 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費 	

注1. 設備投資とは専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアの取得のための経費（以下「機械装置費」といいます）のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。

注2. 設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めておりません。

注3. 「一般型」「高度生産性向上型」については、設備投資が必要です。また、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額（補助対象経費で750万円（税抜き））とします。

注4. 採択後の上記類型等、また、小規模型における「試作開発等」「設備投資のみ」の相互の変更はできませんのでご注意ください。

注5. 「小規模型」において、事業類型「設備投資のみ」を選択した場合、補助対象経費が限定されます。

補助助対象要件

申請事業は、どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されており、かつ、下記の要件を満たすことが必要です。

【革新的サービス】

- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

【ものづくり技術】

- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」及び「経常利益」の増大を達成する計画）であること。

※【革新的サービス】【ものづくり技術】共通（高度生産性向上型のみ）

「IOT等を用いた設備投資」を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

補助率等

補助事業		補助率	補助上限額 (下限額)
類型	対象経費の区分		
一般型 (革新的サービス、 ものづくり技術)	機械装置費 技術導入費 運搬費 専門家経費	補助対象経費の 3分の2以内	1,000万円 (100万円)
小規模型 (革新的サービス、 ものづくり技術)	機械装置費 原材料費(※) 技術導入費 外注加工費(※) 委託費(※) 知的財産権等関連経費(※) 運搬費 専門家経費 クラウド利用費(※) (※=設備投資のみの場合は対象となりません)		500万円 (100万円)
高度生産性向上型 (革新的サービス、 ものづくり技術)	機械装置費 技術導入費 運搬費 専門家経費		3,000万円 (100万円)

※ 詳しくは宮城県中小企業団体中央会ホームページより公募要領をご確認下さい。